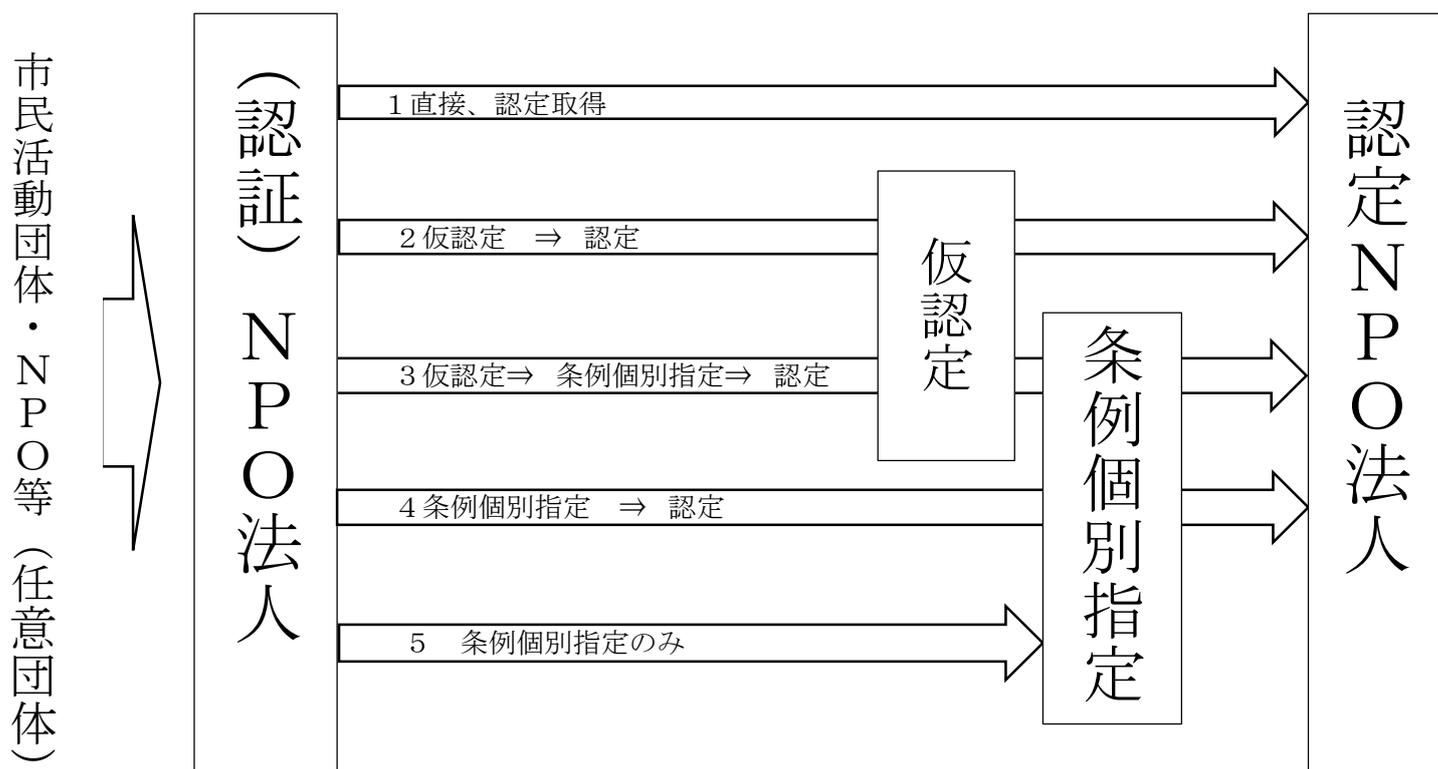


認定 NPO 法人になるまでの主な流れ



	ルート	満たす必要のある基準など
1	直接、認定取得	・ PST (①又は②) と、その他の基準を満たし認定取得
2	仮認定 ⇒ 認定	・ PST 以外の認定基準を満たし、仮認定取得 ・ 仮認定の有効期間 (3 年) 内に PST (①又は②) を満たし、認定取得
3	仮認定⇒条例個別指定⇒認定	・ PST 以外の基準を満たし、仮認定取得 ・ 仮認定有効期間内に、鳥取県の条例個別指定の公益要件を満たし。条例個別指定を取得 ・ PST (③) により、認定取得
4	条例個別指定 ⇒ 認定	・ 鳥取県の条例個別指定の基準を満たし、条例個別指定取得 ・ PST (③) により、認定取得
5	条例個別指定のみ	・ 鳥取県の条例個別指定基準を満たし、条例個別指定取得

※倉吉市単独での条例個別指定は行っていません。

鳥取県の条例個別指定を受けた団体のみ個別指定を行います。